

仕様書

1 件名

令和 8～13 年度 市単事業
裾野市美化センタートラックスケールリース（長期継続契約）

2 業務目的

本仕様書は、裾野市美化センターにおいて、一般廃棄物を計量するために使用する 20 t トラックスケール及び重量指示計（以下「計量機器」）の更新を行い、計量業務の安定、効率化を図る。

3 業務内容

本業務により調達する「計量機器」はリース契約によるものとする。

4 履行期間（リース期間）

令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日
5 年間（60 か月の月額払い）の複数年契約とし、毎翌月払いとする。
リース期間終了後は、導入する「計量機器」を裾野市に無償譲渡すること。
また、納入する機器の固定資産税の納税義務は発注者が負うものとする。
※リース開始日は令和 8 年 10 月 1 日としますが、制作の都合上、変更になる場合
リース期間は、リース開始日より 60 ヶ月間とします。

5 履行場所

裾野市美化センター

6 計量機器納入事業者

株式会社 東立機工
横浜市鶴見区尻手 3 丁目 5 番 32 号
TEL：045-585-4385

7 計量機器類構成

1. トラックスケール 1 台【鎌長製衡社製】

- ① 型式 ： L 2 4 N
- ② 使用範囲 ： 2 0, 0 0 0 kg～2 0 0 kg
 ※最小測定量は、JIS B 7611-2 5.4.3 によるものです。
- ③ 目量 ： 1 0 kg

- ④ 積載面寸法： 2, 7 0 0 × 6, 5 0 0 mm
- ⑤ 検定 : 指定製造事業者基準適合証印付き
- ⑥ 精度 : 0 kgを超え 5, 0 0 0 kg以下 ± 5 kg
5, 0 0 0 kgを超え 2 0, 0 0 0 kg以下 ± 1 0 kg
※精度は、JIS B 7611-2 5.5.1 によるものです。

⑦ 使用電源 : AC 1 0 0 V ± 1 0 %, 5 0 Hz

⑧ タイプ : 埋込み型

⑨ 材質 : SS 4 0 0

⑩ 付属品 : デジタルロードセル、和算箱

⑪ 素地調整 2種ケレン

下塗り 超速乾厚膜カラー錆止め塗料
(カラー速乾 60 / 神東塗料)
全体 1回 70 μ m 以上 / 回

下塗り色 赤錆色

上塗り 超速乾性アクリル変性フタル酸樹脂系塗料
(スプラエース (NC) / 神東塗料)
積載鉄板上面のみ 1回 30 μ m 以上 / 回

上塗り色 マンセル N6.5

※上塗りは積載鉄板上面のみとします。

2. 重量指示計 1台【鎌長製衡社製】

- ① 型式 : K - 4 0 0 D
- ② 表示部 : 1 2 インチ TFT カラー液晶ディスプレイ
- ③ 操作部 : タッチパネル、フルキーボード
- ④ 自動零点調整、センター零機能付き
- ⑤ RS-232C シリアルポート増設基盤
- ⑥ 消費電力 : 約 80W

※消費電力は、1台あたりの電力の最大値を示す

3. その他

その他の仕様、品名、金額等は別紙見積書のとおり

8 機器の保守

- (1) 本リース調達に保守は含まれません。
- (2) 裾野市と納入事業者にて別途保守契約を締結して対応するもの。

9 納入・設置・確認作業

以下の作業について、計量機器納入事業者で行うこととする。

(1) 準備作業

ア 発注者が示した期限内に円滑に作業を完了させるため、事前に十分な計画・準備を行い、納入・設置作業にあたること。

イ 納入時の各種設定内容、設置作業については発注者と打合せのうえ決定すること。

(2) 納入・設置作業

ア 作業の際は、美化センター内での作業条件について発注者の指示に従うこと。

イ 作業中に事故が発生した場合は、速やかに発注者に連絡をし、指示を受けること。

(3) 確認作業

ア 設置した機器に対し、動作不良が無いか確認すること。

10 支払い方法

(1) 月額払いとし、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

11 見積価格の算出について

(1) 入札書に一回当たりの月額料金を記載し提出すること。

(2) 消費税及び地方消費税は除くこと。

12 その他

(1) 受注者は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。

(2) 発注者は受注者に必要な情報を提供するものとする。

(3) 業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、又は開示してはならない。

(4) 受注者は、予期せぬ事態が生じたときは、速やかに発注者に報告し、指示を仰ぐこと。

(5) 受注者が業務の内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、業務内容の主たる部分を除く一部について、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りでない。

(6) 納入する機器については全て新品であること。

(7) 受注者は、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合について、発注者と受注者双方協議のうえ決定する。